

松原市子ども議会を開催します

7月15日(出)に、市議会本会議場にて、次世代を担う子どもたちが、市役所の仕組みや仕事を知り議会活動の一部を体験する「松原市子ども議会」を開催します。

子ども議会とは、市政をより身近に感じ関心を高め、子どもたちから見た市政に対する意見や要望・提言などを聞き、子どもたちが参加するま

ちづくりに役立てます。

また、子どもたちが毎日の生活を振り返ることで、家族や社会の一員であることに改めて気づき、地域とのつながりを大切にする心を育て、参加する子どもたちの健全な育成を目的として開催します。

▼問合せ 企画政策課



▲前回の松原市子ども議会の様子

公共下水道への接続にご理解とご協力を

市では、「快適で衛生的な生活環境をつくる」ため、公共下水道の整備に努めています。しかし、公共下水道を整備しても、接続していなければこの目的を達成できません。公共下水道に接続する工事を行うと、下水道使用料を負担していただくこととなりますが、次のようなメリットがあります。

①悪臭や蚊・ハエなどが減り、清潔で快適な環境に

②水洗トイレが使えます(浄化槽が不要)



水洗化工事助成制度の活用を

7月1日から下表のとおり一部の地域で、公共下水道が供用開始されます。対象区域には6月下旬から市職員が水洗化の手続き方法や業者名簿などを記載した「水洗化のしおり」を持って戸別訪問をしています。汲み取り式便所は、下水道法など

新たに供用開始される区域 (各区域の一部が対象)		
阿保6・7丁目	柴垣1・2丁目	西野々1丁目
天美我堂3・5丁目	新堂1・2・5丁目	東新町2・3丁目
天美東2・3・4丁目	高見の里3丁目	一津屋1・5丁目
上田4丁目	立部1・3・5丁目	別所9丁目
大堀1・2丁目	丹南5丁目	三宅中4丁目
小川4・5丁目	西大塚2丁目	三宅西2・4丁目

▼問合せ 上下水道管理課

により供用開始後3年以内に水洗便所に改造する義務があります。また、台所、風呂などの生活排水や浄化槽式水洗便所も公共下水道に接続する工事を行ってください。

なお、供用開始日から1年以内に改造した場合、1件につき3万円支給する助成制度もあります。すでに供用を開始している区域で、公共下水道に接続していない建物についても水洗化の工事をお願いします。

松原市観光PR物産ブース「スタンドまつばら」が出展!

6月10日(出)に、岸和田サービステリア上り線において出展した松原市観光PR物産ブース「スタンドまつばら」はたくさんの方々に越えお越しいただきました(39ページに関連記事あり)。

7月も下記の通り出展しますので、お出かけの際にはぜひお立ち寄りください。

ゆるキャラランプリにエントリーしたマスケットキャラクター「マッキー」も応援に駆け付ける予定です!



▲6月10日のスタンドまつばらの様子

▼とき 7月15日(出) 午前11時〜午後5時

▼ところ 阪和自動車道岸和田サービステリア上り線

▼内容 松原市特産品の販売、マッキーとの写真撮影など

▼問合せ 観光課



うちも応援に
いっくでえ〜!

第8回 まつばらマルシェ 出店ブースを募集

11月11日(出)・12日(日)に松原中央公園およびその周辺を会場に「第8回まつばらマルシェ」を開催します。

「食」を基本テーマとした農商工および産学官連携の地産地消イベントで、開催にあたって出店ブースを募集します。

自慢の料理や食品・食材、関連商品をPRし、新たな販路を開拓する絶好の機会です。

●出店物 食に関するもの(その他まつばらマルシェ連絡会事務局が認めたもの)

●出店料 市内事業者1万5,000円 市外事業者3万円(1ブース・2日間) ※搬入出・食材・器具・交通費・備品・取り扱い商品により必要となる露店商の許可などは全て自己負担。

●とき 11月11日(出) 午前10時〜午後4時
11月12日(日) 午前10時〜午後3時

●申込み・問合せ 7月31日(月)までにまつばらマルシェ連絡会事務局(松原商工会議所内 ☎331-0291 FAX 332-5720)へ。



▲昨年のまつばらマルシェの様子

平成29年度 保険料本決定のお知らせ

介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料

平成29年度の各保険料の決定に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書および納入通知書を7月中旬に各担当課より送付します。

保険料の納入方法

▶特別徴収(年金天引き)の人

原則として、年額18万円以上の年金受給者は、毎年度4月から年6回の年金受給時に、保険料を年金からの天引きでお支払いいただきます。

▶普通徴収(年金天引き以外)の人

特別徴収の対象にならない人は、市が定める納期までに、納付書や口座振替などで保険料をお支払いください。

各保険料では、口座振替での納付を推進しています。お申し込みは通帳などの口座番号のわかるものと金融機関の届出印を持って担当課までお越しください。
 ※保険料に関するお問い合わせやご相談については、納入通知書発送後2週間程度は、窓口や電話が大変混雑しますのでご了承ください。

▶問合せ

- ◎介護保険料▶高齢介護課
- ◎国民健康保険料▶保険年金課
- ◎後期高齢者医療保険料▶医療支援課、大阪府後期高齢者医療広域連合

▶問合せ 高齢介護課

介護保険

保険料について

介護保険料は所得や世帯状況などで9段階に区分しています。平成29年度介護保険料本決定の金額は、平成28年中の所得に基づき算定されています。

介護保険料の減額および利用者負担の軽減制度

住民税非課税世帯の一定収入以下の人を対象とした保険料の減免、および要介護者などで介護サービス費の自己負担分の助成制度があります。また、火災などにより家財やその他の財産に著しい損害を受けた場合の法定減免制度もあります。

8月より高額介護サービス(1カ月の負担の上限)の基準が変更になります

対象となる人	平成29年7月までの負担の上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
世帯の中でどなたかが市民税を課税されている人	3万7,200円	4万4,400円(世帯) ※同じ世帯のすべての65歳以上の人(サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(44万6,400円)を設定(平成32年7月末まで)

介護保険制度は、介護や支援が必要な人だけでなく、65歳以上のすべての高齢者を支える制度で、介護保険料はその大切な財源です。



【平成27年度 介護保険サービスの利用状況】

平成28年3月末の要介護等認定者数は6,495人、65歳以上の人の約18.6%で、要介護等認定者の8割以上の人がサービスを利用しています。

要介護等認定者数	サービス受給者数	サービスの内訳		
		居宅介護サービス	施設介護サービス	地域密着型サービス
6,495人	5,353人	4,283人	916人	154人

【平成27年度 1年間の利用状況】

	金額	サービス内容
居宅介護サービス	52億5千万円	訪問介護、通所介護、住宅改修など
施設介護サービス	30億6千万円	介護老人福祉施設、介護老人保健施設など
地域密着型サービス	3億7千万円	認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護など
その他	5億8千万円	高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費など
合計	92億6千万円	

国民健康保険

▶問合せ 保険年金課

保険料について

国民健康保険料は、平成28年中の所得により年間保険料を決定し、前期分(4~6月)の金額を差し引いたものを、7月から翌年3月までに均等に振り分けています。※40歳から65歳未満の人には、介護保険分が含まれます。

クレジットカードで納付が出来るようになります

インターネットの利用で24時間手続きが可能になります。詳細は、市ホームページ・納入通知書をご覧ください。※納付金額に応じた決済手数料が必要となります。※口座振替の人は、ご利用いただけません。

下表の国民健康保険の各証書は7月31日で有効期限がきれます(必要な人は8月1日以降に手続きを)

区分	対象	申請	使用期日	備考
限度額適用認定証	70歳未満の人	必要	8月1日(※1)	前年中の所得によっては負担割合や負担額が変わる場合があります。
限度額適用・標準負担額減額認定証	70歳以上の人 75歳未満の人	非課税世帯の人は必要		
高齢受給者証(クリーム色になります)	70歳以上の人 75歳未満の人	不要 (7月下旬までに郵送します)		
特定疾病療養受療証	70歳未満の人	不要 (7月下旬までに郵送します)		
	70歳以上の人 75歳未満の人	有効期限がありませんので、現在お持ちの証書をそのままお使いください。		

※1 限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証は申請月の1日から有効となります。

▶問合せ ◎大阪府後期高齢者医療広域連合
 資格管理課 (☎06-4790-2028)
 給付課 (☎06-4790-2031)
 ◎医療支援課

後期高齢者医療保険

保険料について

平成28年中の所得により年間保険料が決定され、被保険者が等しく負担する「被保険者均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」により、一人ひとりに賦課されます。

保険料の軽減措置

●被保険者均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて被保険者均等割額が9割、8.5割、5割、2割に軽減されます。

●所得割額の軽減

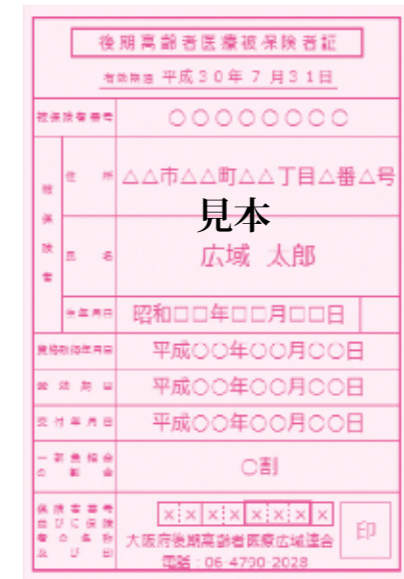
所得割額の賦課対象者のうち、被保険者の所得金額が58万円以下(年金収入のみの場合、211万円以下)の場合、所得割額が2割軽減されます。

●被扶養者であった人(これまで保険料負担のなかった人)の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、ご家族の健康保険(国民健康保険・国民健康保険組合以外)の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が7割軽減されます。

後期高齢者医療被保険者証が桃色に変わります

現在の被保険者証(薄緑色)の有効期限は、7月31日までです。新しい被保険者証は7月中旬に簡易書留で郵送され、お手元に届いたときから使用できます。



松原市国民健康保険運営協議会委員を公募

市では、国民健康保険事業の運営に被保険者の皆さんのご意見を反映していくため、国民健康保険運営協議会委員を募集します。

■応募資格

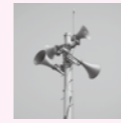
- 【次のいずれにも該当する人】
- ①市内在住の20歳以上の人で、松原市国民健康保険に加入されている人
 - ②本市の審議会などの委員となっていない人
 - ③本市の市議会議員および国家公務員、地方公共団体の職員でない人
 - ④平日開催する委員会に出席できる人
 - ⑤国民健康保険制度に見識があり、関心のある人

員、地方公共団体の職員でない人
④平日開催する委員会に出席できる人
⑤国民健康保険制度に見識があり、関心のある人

■公募人数

2人(国民健康保険運営協議会被保険者代表委員)
【選考方法】 申込書および小論文などによる選考の上決定し、結果は応募者全員に通知します。なお、提出された書類は返却いたしません。
【任期】 2年(平成29年10月1日から平成31年9月30日まで)

防災行政無線を用いた全国一斉の情報伝達訓練を行います



市では、地震や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)より送られてくる国からの緊急情報を確実に市民の皆さんにお伝えるため、市内に設置している防災行政無線を用いた緊急情報の伝達訓練を行います。当日は市外でも、全国的に情報伝達訓練が行われます。
※「Jアラート」とは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、人工衛星などを活用して瞬時に国から市町村に情報が伝達されるシステムです。

▶とき 7月5日(水) 午前10時15分ごろ

▶試験放送内容

チャイム音「こちらは松原市です」+「ただ今から、訓練放送を行います」+緊急地震速報チャイム音+「緊急地震速報。大地震です。大地震です」+「これは訓練放送です」×3回+「こちらは松原市です」+「これで訓練放送を終わります」チャイム音の放送を、市内の防災行政無線の屋外防災スピーカから放送します。

音量が大きいので周辺の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

▶問合せ 危機管理課



「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくりセーフコミュニティについて知っていただくための連載です。

地域防災ネットワークプロジェクト訓練の2巡目がスタートしました

▼問合せ 危機管理課

地域防災ネットワークプロジェクト訓練を実施

6月4日(日)に、松原東小学校で、将来を担う子どもたちに対し、自分の身は自分で守るといって「自助」、地域の人たちと協力して助け合う「共助」を学ぶ地域防災ネットワークプロジェクト訓練が実施されました。



▲地域防災ネットワークプロジェクト訓練の様子

この訓練は、平成24年度から毎年3校で実施しており、昨年度で、市内の小学校全15校での訓練が終了したため、今年度から2巡目がスタートしました。
1巡目は、6年生が主体の訓練でしたが、2巡目からは1年生から6年生までの全児童および保護者も参加の訓練となります。

【応募期間】 7月24日(月)～8月10日(木)【必着】
【応募方法】 必要事項を記入した申込書(7月24日(月)～保険年金課で配布、または市ホームページからもダウンロードできます)と小論文(テーマ「国民健康保険について思うこと」800字程度)を郵送または保険年金課へ直接持参してください。

▶問合せ 保険年金課

ぐるりん号の停留所を新設【城連寺コミュニティセンター前】

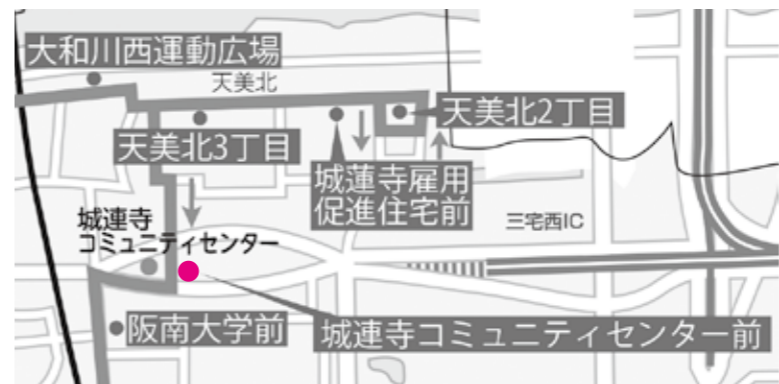
停留所

公共施設の利用促進を目的に、7月24日(月)より西ルートにバス停留所「城連寺コミュニティセンター前」を新設します。

このため、西ルートの時刻表が一部変更となります(市役所から天美北3丁目までの時刻表には変更ありません)。

詳細は、市役所、ゆめニティプラザ(マッキーステーション)、図書館などで新しく配布する時刻表または、市ホームページをご覧ください。

▶問合せ まちづくり推進課



この日は、町会連合会をはじめ、各種団体との協働のもと、バケツリレー対決、キャタピラ煙避難競争などの訓練や、非常食の炊き出し訓練が行われました。
また、松原市セーフコミュニティ災害時の安全対策委員会によるアンケート活動も実施しました。

タオル運動および両隣声かけ運動をみんなで広めよう

この運動は、高齢者や避難行動要支援者の逃げ遅れによる被害を防ぎ、迅速な安全確認作業を行うために重要な運動です。

●タオル運動とは 「この家には救助を必要とする者はいない」ということを示すために、玄関や門扉など外から一目でわかる場所にタオルをくくりつける運動です。ドアノブやポストなどにタオルをくくりつける、挟み込むなどしてください。
※在宅避難者も実施しましょう。

●両隣声かけ運動とは 避難する際に、自宅の両隣にも、『無事ですか?一緒に避難しませんか?』と声をかける運動です。

無事が確認できれば、両隣の家にもタオルをくくりつけて、この家は無事である意思表示をしてあげてください。非常持ち出し袋にはタオルを3本ご用意ください。

市民のけがおよび安心・安全に関する実態調査アンケートを実施

松原市は、WHO(世界保健機関)が推奨する「セーフコミュニティ」活動に取り組んでおり、平成25年11月16日に大阪府下で初となるセーフコミュニティ国際認証都市となつてから4年になろうとしています。

そこで、安心・安全なまちに対する市民の皆さんの意識や状況などを正しく把握し、その予防対策に役立てるため、市民の皆さんから無作為に3,000人を選びアンケートを実施します。

アンケートは7月初旬に発送しますので、ご協力をお願いします。

※市民の皆さんに回答いただきましたすべての内容は統計的に処理するため、個人が特定されることや、本事業以外で使用されることは一切ありません。

また、情報は厳格に管理するとともに、守秘義務を厳守します。

▶問合せ 市民協働課